



基安労発052.1第2号
平成27年5月21日

建設業労働災害防止協会 総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

平成27年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

平素より労働衛生行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」が別添1のとおり実施されますので、貴団体におかれましても、労働者の健康の保持増進の観点から、会員等に対し、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨に添った取組の推進等についての周知啓発にご協力いただくとともに、受動喫煙防止対策に関連する事業の積極的な推進にも、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。また、職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度につきましては、当方において別添2のとおり実施しておりますので、活用を図られたく併せて周知をお願い申し上げます。

なお、都道府県労働局労働基準部健康主務課長あてには別途通知しておりますので、貴団体支部等との連携につきましても、ご配慮方お願い申し上げます。



平成27年度「禁煙週間」実施要綱

1 名 称

平成27年度「禁煙週間」

2 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

厚生労働省において実施している「健康日本21（第二次）」やがん対策推進基本計画の目標でもある「未成年者の喫煙をなくす」ためには、喫煙による健康影響を認識させることが重要であり、また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づく第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、我が国においても、平成22年2月に、基本的な方向性として、公共の場は原則として全面禁煙であるべき等を記した通知を発出し、平成24年度においては、受動喫煙防止対策の徹底について通知を発出したところである。

今年度は、たばこを減らすことで命を守ることを目的として、「2020年、スモークフリーの国を目指して ～東京オリンピック・パラリンピックへ向けて～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

3 禁煙週間のテーマ

「2020年、スモークフリーの国を目指して～東京オリンピック・パラリンピックへ向けて～」

（参考）WHO世界禁煙デーのテーマ：「Stop illicit trade of tobacco products」

4 期 間

平成27年5月31日（日）から平成27年6月6日（土）まで

5 主 唱（予定）

（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会、たばこと健康問題NGO協議会＜がん研究振興財団、結核予防会、健康・体力づくり事業財団、日本対がん協会、日本公衆衛生協会、日本心臓財団＞、「喫煙と健康」WHO指定研究協力センター（独）国立がん研究センター）

6 協力機関（予定）

（公財）がん研究振興財団、（公財）結核予防会、（公財）健康・体力づくり事業財団、（一財）日本公衆衛生協会、（公財）日本心臓財団、（公財）日本対がん協会

7 本週間に実施する事項

(1) 厚生労働省における取組

厚生労働省、施設等機関及び地方支分部局は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等について、国民一人一人が身近な問題としてとらえ、継続して取り組んでいけるようなたばこ対策の推進を図る。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・厚生労働省ホームページによる世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供
- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
- ・関係省庁及びそれら省庁を通じ関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示を要請
- ・世界禁煙デー記念イベントの開催(東京及び地方)

イ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底(庁舎内全面禁煙等)
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・関係省庁及びそれら省庁を通じ関係機関等に対し、施設内における受動喫煙防止対策の実施について協力を要請
- ・関係団体等に対し、受動喫煙防止の普及啓発用チラシを配布し、受動喫煙防止対策の実施について協力を呼びかける

ウ その他

(2) 地方自治体における取組

都道府県、政令市、特別区及び市町村は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
- ・本週間用ポスターの配布及び掲示
(ポスターの掲示については、未成年者の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなど配慮すること。)
- ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
- ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼附による普及啓発

イ 未成年者の喫煙防止対策

- ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施

ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底(事務室内禁煙等)
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施

エ 禁煙支援

- ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
- ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施(健診会場での実施等)
- ・禁煙普及員の養成及び周知

オ その他

職場における受動喫煙防止対策に関する厚生労働省の支援事業

(別添2)

(1) 受動喫煙防止対策助成金

- 対象事業主 : すべての業種の中小企業事業主
- 助成対象 : 喫煙室の設置のための費用
屋外喫煙所の設置のための費用
換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置のための費用 (飲食店・宿泊業を営む事業場に限定)
- 助成率、助成額 : 受動喫煙防止対策のための費用の1/2 (上限200万円)
- 問い合わせ先 : 各都道府県労働局健康主務課
 - ※ 平成25年度から以下のおとり支給要件を見直した。
対象事業主: 飲食店、宿泊業等に限定→すべての業種に拡大
 - 助成率 : 1/4→1/2に拡充
 - ※ 平成26年7月から、助成対象に「換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置」を追加
 - ※ 平成27年4月から、助成対象に「屋外喫煙所の設置」を追加

(2) 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

- 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施。
- 依頼者の希望に応じて、実地指導も実施。
- 平成25年度から、経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。
- 企業の研修や団体の会合に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について出前講座を実施。
- 費用は無料(電話相談、実地指導及び説明会参加のいずれも)
(平成27年度事業受託業者: (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会)

(3) たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

- 職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器(粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計)の貸し出しを実施。
- 依頼者の希望に応じて、貸出機器の使い方を電話・実地で説明。
- 貸出費用は無料(平成26年度から機器の往復の送料も無料)

(平成27年度事業受託業者: 株式会社アマラン)

